サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会の開催について

令和４年４月 20 日
サイバーセキュリティ協議会運営委員会決定

サイバー攻撃被害を受けた民間主体やその受託者等（以下「サイバー攻撃被害組織等」という。）が、その被害に係る情報をサイバーセキュリティ関係組織等と共有することは、発生したサイバー攻撃の全容を解明し、更なる対策の強化を可能とせしめるものであり、サイバー攻撃被害組織等自身にとっても、社会全体にとっても非常に有益である。しかし、現状、サイバー攻撃被害組織等にとって、自組織のレピュテーションに影響しかねない情報共有には慎重であるケースも多く、被害に係る情報のうち、どのような情報を、どのタイミングで、どのような主体と共有すればよいかの検討にあたり、実務上の参考とすべきものがないため、適切に判断することが難しいとの声も聞かれる。

そこで、サイバー攻撃被害に係る情報を取り扱う様々な担当者の判断に資することを目的として、サイバー攻撃被害組織等の立場にも配慮しつつ、技術情報等組織特定に至らない情報の整理を含めた、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（以下「ガイダンス」という。）を策定すべく、協議会規約第４条第１項第３号に規定する、サイバーセキュリティに関する脅威情報等の共有及び分析に資する関係者間の連携の促進のための活動として、以下のとおりサイバーセキュリティ協議会運営委員会として決定する。

１　サイバーセキュリティ協議会運営委員会の下で、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

２　検討会は、サイバー攻撃被害組織等にとって、被害に係る情報をサイバーセキュリティ関係組織等と共有する際等に参考とすることのできるリファレンス文書として、ガイダンスの案を策定する。なお、ガイダンスは、協議会構成員以外においても有益なものとなるよう配慮する。

３　検討会の事務局は、警察庁、総務省、経済産業省及び協議会事務局（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び政令指定法人 JPCERT/CC）が担う。

４　検討会の委員は、２に掲げた内容を行うための優れた見識を有する者のうちから検討会の事務局が委嘱する。

５　検討会に座長を置く。検討会の座長は、その委員の互選により決する。

６　検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に対し、検討会議の会に出席して意見を述べることを求めることができる。

７　前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会の座長が定める。

以上